

世田谷区自転車条例「商業施設等の自転車等駐車場附置義務」を改正しました（令和7年4月1日施行）

世田谷区では、昭和59年から条例に基づき、商業施設等の自転車等駐車場（以下「駐輪場」という。）附置義務制度を運用し、放置自転車等の防止や自転車等の利用利便性向上のため、自転車等で利用する商業施設等における駐輪環境の確保に取り組んできております。

このたび、施設用途ごとの附置義務駐輪場台数と比べて、実際に施設に停まっている自転車の台数が用途によっては少ない実態が確認でき、駐輪需要の実態など、社会ニーズが変化していることから、駐輪需要の実態に即した附置義務制度に見直しを行い、条例及び規則を改正しました（令和7年3月5日決定）。

【改正概要】

1. 制度名称の変更

- ・「大規模店舗等の自転車等駐車場附置義務」
→「商業施設等の自転車等駐車場附置義務」

2. 施設の用途及び駐輪場の規模の変更（条例第28条、別表第3）

施設の用途	駐輪場の規模
スーパーマーケット等、ぱちんこ屋等の遊技場、学習施設	施設面積 20 m ² ごとに1台（施設面積が 5,000 m ² を超える部分については、40 m ² ごとに1台）
スポーツ施設	施設面積 25 m ² ごとに1台（施設面積が 5,000 m ² を超える部分については、50 m ² ごとに1台）
飲食店	施設面積 30 m ² ごとに1台（施設面積が 5,000 m ² を超える部分については、60 m ² ごとに1台）
ドラッグストア、日用品店、衣料品店、金融機関	施設面積 40 m ² ごとに1台（施設面積が 5,000 m ² を超える部分については、80 m ² ごとに1台）
各種専門店、映画館・劇場	施設面積 100 m ² ごとに1台（施設面積が 5,000 m ² を超える部分については、200 m ² ごとに1台）

※当該用途ごとに算定した規模の合計が 10 台以上である場合に附置義務に該当します。

※混合用途施設で施設面積の合計が 5,000 m²を超えるものについては、「5,000 m²とあるのは、「5,000 m²に当該施設面積が各用途の施設面積の合計に占める割合を乗じて得た面積」と読み替えるものとします。

※駐輪場の規模に 1 台未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとします。

3. 施設面積の算定方法の変更（条例第28条、規則第23条の2）

- ・施設面積は、施設の用途ごとの床面積の合計とします。ただし、階段、エスカレーター、エレベーター、壁等により明確に区分された通路、トイレ、給湯室、利用者の用に供しない休憩室及び食堂、塔屋、屋上、倉庫、機械室、ボーリング場のレーン等の利用者の立入りを予定していない部分については、当該床面積に含めないものとします。

4. 用途変更の場合の設置努力義務を追加（条例第 30 条）
 - ・施設の用途を変更する場合、新築や増築と同じ基準で駐輪場の設置に努めることとします。
5. 駐輪場の設置場所の変更（条例第 28 条、規則第 23 条）
 - ・「当該施設の入口からおおむね 50m 以内」
→「当該施設の入口に到達するために歩行する距離がおおむね 100m 以内」
6. 駐輪場の構造及び設備の変更・追加（条例第 32 条、規則第 23 条の 3）
 - ・1 台当たりの駐車部分の規模を変更します。
「面積 1.2 m²以上で、幅 0.45m 以上、奥行き 2 m 以上」
→「幅 0.5m、奥行き 2 m 以上を標準とし、1 m²以上の面積を確保」
 - ・駐輪場の案内表示等を追加します。
駐輪場の位置及び経路を示す案内表示板、駐輪場内に自転車図記号を記載した標識の設置

※施設用途の定義

施設の用途	定 義
スーパーマーケット等	主として食品及び日用品をセルフサービス方式により小売する施設
遊技場	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する営業を行うための施設
学習施設	教室、講堂、実習室等を常設し、学習、教養、趣味等の教授のために一般の利用者を対象としてこれらを営業する施設
スポーツ施設	スポーツ、体育又は健康の増進のために一般の利用者を対象として営業する施設
飲食店	客を来集させ、食品衛生法施行令第 35 条に規定する飲食店営業を行う施設のうち、その建物内で飲食させる行為がその業務の主たる部分を占めるもの
ドラッグストア	主として医療品、化粧品等を取り扱い、家庭用品、加工食品等の最寄り品をセルフサービス方式により小売する施設
日用品店	主として日用品を小売する施設
衣料品店	主として衣料品を小売する施設
金融機関	銀行法に規定する銀行、長期信用銀行法に規定する長期信用銀行、信用金庫法に規定する信用金庫、労働金庫法に規定する労働金庫、中小企業等協同組合法に規定する信用協同組合及び農業協同組合法に規定する農業協同組合
各種専門店	特定の物品を中心に小売する施設
映画館・劇場等	興行場法第 1 条第 1 項に規定する施設

<担当>

土木部交通安全自転車課

電話 03-6432-7967